

平成 25 年 6 月 14 日  
地 域 政 策 課

## 福島県復興推進計画（福島県応急仮設建築物復興特区）について

### 1 特区の概要

復興の推進に必要な応急仮設建築物について、建築基準法に定める期間（2年3ヶ月）を超えて存続させるもの（東日本大震災復興特区法第17条）

### 2 申請主体

県と関係30市町村の共同申請

#### 【共同申請市町村】

福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、相馬市、二本松市、南相馬市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、鏡石町、会津美里町、西郷村、石川町、三春町、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村

### 3 対象とする応急仮設建築物

県内に建設されている111の応急仮設建築物を対象とする。

#### 【対象とする応急仮設建築物の例】

- 仮設の店舗、事務所、工場等
- 仮設の医療施設やデイサービス、養護老人ホーム等の老人福祉施設
- 被災した学校の仮設校舎や長期避難に対応したサテライト校舎等
- 被災により使用不能となった市役所や役場の仮設庁舎
- 放射性物質検査や除染、災害廃棄物の処理、避難区域等のペット保護などに必要な応急仮設建築物

### 4 今後のスケジュール

- 6月下旬 復興庁福島復興局へ申請
- 7月上旬 国からの認定（予定）

## 応急仮設建築物の存続期間の延長に係る特例措置（建築基準法の特例）

東日本大震災により甚大な被害を受けた地域において、応急仮設建築物として建設された店舗・工場、社会福祉施設、校舎等の存続期間の延長を可能とすることで、地域の社会基盤の復興に活用させる。

### 現行制度

災害があった場合において建築される公益上必要な用途に供する応急仮設建築物の存続期間は、最長で2年3か月（建築基準法第85条第3項及び第4項）

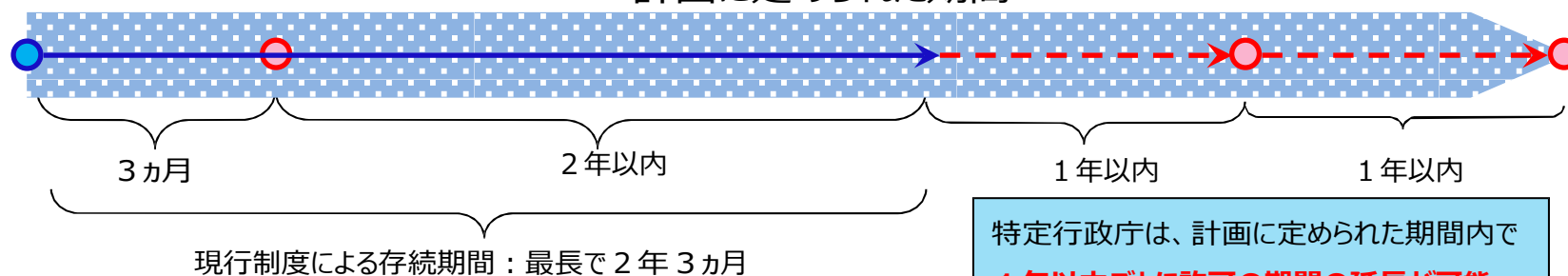
### 特例措置

復興推進計画に所在地・用途・活用期間が定められた応急仮設建築物について、特定行政庁※が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めた場合には、計画の活用期間内において、存続期間の延長を可能とする。



建築工事の完了 特定行政庁の許可

計画に定められた期間



※特定行政庁：原則として、建築主事を置く市町村の区域については当該市町村の長、それ以外の市町村の区域については道県知事

【参考】

福島県復興推進計画(福島県応急仮設建築物復興特区)に係る応急仮設建築物所在市町村一覧表

	所在市町村																						合計		
	福島市	会津若松市	郡山市	いわき市	白河市	須賀川市	相馬市	二本松市	南相馬市	伊達市	本宮市	桑折町	国見町	川俣町	大玉村	鏡石町	会津美里町	西郷村	石川町	三春町	広野町	楡葉町		川内村	新地町
1 店舗、事務所、工場等	3	1	2	13			5	1	1						1		1			3	1		1	1	34
2 医療施設、老人福祉施設	2	1	3	5			2	3	1		1	1			2		1	1		2			1	1	27
3 校舎、園舎等	5		4	7		1	1	1	3	3	1			1		1				1					29
4 庁舎、公共施設	1		1	3		1	2							2	1		1			1					13
5 原子力災害に起因するもの			1	1	1								1	1					1	1		1			8
<b>合計</b>	<b>11</b>	<b>2</b>	<b>11</b>	<b>29</b>	<b>1</b>	<b>2</b>	<b>10</b>	<b>5</b>	<b>5</b>	<b>3</b>	<b>2</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>4</b>	<b>4</b>	<b>1</b>	<b>3</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>8</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>2</b>	<b>2</b>	<b>111</b>

福島県復興推進計画(福島県応急仮設建築物復興特区)に係る建築基準法による存続期間の終期一覧表

時期	件数
平成25年7月に終期を迎えるもの	3
平成25年8月	1
平成25年9月	12
平成25年10月	9
平成25年11月	11
平成25年12月	8
平成26年1月以降	67
<b>合計</b>	<b>111</b>

# 福島県復興推進計画（福島県応急仮設建築物復興特区）（案）

作成主体の名称：

福島県、福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、相馬市、二本松市、南相馬市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、鏡石町、会津美里町、西郷村、石川町、三春町、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村

## 1 復興推進計画の区域

福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、相馬市、二本松市、南相馬市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、鏡石町、会津美里町、西郷村、石川町、三春町、広野町、檜葉町、川内村、新地町の全域

## 2 復興推進計画の目標

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに引き続く大津波は、その後の関連死も含めて3, 230人の死者、5人の行方不明者、94, 129棟の家屋の全半壊（平成25年6月12日現在）や産業・交通・生活基盤の壊滅的な被害など、本県沿岸の浜通り地方を中心に県内全域に未曾有の被害をもたらした。

また、その後発生した東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、双葉郡を中心とした広範囲の地域が避難指示等の区域に指定されたことなどにより、多くの県民が県内外へ長期に避難せざるを得ない事態となった。

これらの影響により、市町村庁舎や学校等の公共施設をはじめ、医療・福祉施設、店舗、工場など、多くの建物が使用不能となり、復興を目指す様々な主体が応急仮設建築物での運営を余儀なくされている。そして、そのほとんどの施設等において、建築基準法に定められた期間内に、被災建築物の建替えや復旧を完了するのが困難な状況にある。

このため、建替えや復旧した建物での運営を再開できるまでの間、応急仮設建築物を活用することにより、被災者の生活再建に必要な取組や中小企業等の事業再開・継続の支援、公共施設における行政サービスの安定的な提供等を行い、地域の復興を推進するものである。

## 3 目標を達成するために推進しようとする取組の内容

本県では、今後の復興に当たっての基本理念や主要な施策を定めた「福島県復興ビジョン」、さらに、その復興ビジョンに基づき、10年間の具体的な取組みや主要な事業を示す「福島県復興計画」（平成23年12月に第1次、平成24

年12月に第2次)を策定した。

また、県内59市町村のうち、33市町村が復興ビジョン、復興計画のいずれか又は両方を策定(平成24年12月現在)している。

県及び市町村の復興計画等においては、ほぼ共通して、環境の回復、住民の健康維持・増進、教育・子育て環境の整備、事業の再開・継続支援などに重点的に取り組むこととしており、応急仮設建築物の活用により、これらの取組を間断なく推進しようとするものである。

#### (1) 環境の回復

放射性物質検査や除染、災害廃棄物の処理、避難区域等のペット保護などに必要な応急仮設建築物を活用し、ふるさとへの一刻も早い帰還や安心して生活できる環境の回復を推進する。

#### (2) 住民の健康維持・増進

病院、診療所等の医療施設やデイサービス、養護老人ホーム等の老人福祉施設として利用されている応急仮設建築物を活用し、住民の健康維持・増進を図る。

#### (3) 教育・子育て環境の確保

被災した学校の仮設校舎や長期避難に対応したサテライト校舎を活用し、新たな校舎建設等までの間、未来を担う子どもたちの教育環境を確保する。

また、保育所や児童福祉施設に利用されている応急仮設建築物を引き続き活用することにより、子育て環境の確保を図る。

#### (4) 事業の再開・継続支援等

仮設の店舗、事務所、工場等として利用されている応急仮設建築物を活用し、中小企業等の事業再開・継続を支援することにより、雇用の場の確保を図る。

また、農産物の放射性物質測定に利用されている応急仮設建築物を活用し、安全・安心を提供する取組を支援することにより、生産者が誇りを持てる農業の再生を推進する。

#### (5) 被災者が安心して生活できる環境の維持

仮設住宅周辺での買い物を可能とするための店舗について、応急仮設建築物を活用することにより、被災者が安心して生活できる環境の維持を図る。

#### (6) 行政サービスの提供等

被災により市役所や役場庁舎等が使用不能となった市町村において、仮設の庁舎等を活用し、行政サービスの安定的な提供の確保を図るとともに、上記(1)～(5)を始めとした施策の円滑な実施を図り、地域の復興を推進する。

### 4 計画の区域において実施し、またはその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項ならびに復興推進事業ごとの特別の措

置の内容

**【応急仮設建築物活用事業】**

(1) 復興推進事業の内容

復興の推進に必要な応急仮設建築物について、建築基準法に定める期間（2年3か月）を超えて存続させる。

(2) 実施主体

別紙のとおり。

(3) 特別の措置の内容（東日本大震災復興特別区域法第17条の規定に基づく措置）

2年3か月を超えて存続させようとする建築基準法第85条第2項の応急仮設建築物について、その所在地及び用途並びに応急仮設建築物活用事業の期間（存続させようとする期間）を定めた復興推進計画が内閣総理大臣の認定を受けた場合は、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めることにより、当該期間内で1年を超えない期間、存続を延長することができる。これを更に延長しようとする場合も同様とする。

<対象となる応急仮設建築物>

別紙のとおり。

**5 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明**

県内では、県や市町村が復興計画を策定し、これらに基づく復興施策に取り組んでいるところであるが、地震・津波の被害が甚大であることに加え、原子力発電所事故の影響により、本県の復興は緒に就いたばかりである。

このような状況の中、復興を担う各主体が活用している応急仮設建築物は、誇りあるふるさとの再生に向けて、環境の回復、住民の健康維持・増進、教育・子育て環境の整備、事業の再開・継続支援などの取組を停滞させることなく実施するために必要不可欠なものであり、本計画に定められた復興推進事業は、復興の円滑かつ迅速な推進と地域活力の再生に寄与するものである。

**6 その他**

本計画の作成に際し、東日本大震災復興特別区域法第4条第3項の規定に基づき、復興推進事業の実施主体（作成主体は除く）の意見を聴取した。

実施主体	意見
	(確認中)

◇対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

建物名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積(m <sup>2</sup> )	建築基準法による 存続期間		特例による 活用期間		構造規模			入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設であることの説明			
					(上段:始期,下段:終期)		(上段:始期,下段:終期)		構造	階数 地上	棟数				区画数 (入居者数)		
					年	月	日	年								月	日
1 北幹線第一理美容店	福島市飯坂町平野字早川原20-1	浪江町	店舗	109.77	24	2	7	26	1	18	鉄骨造	1	1	2	浪江町美容組合・浪江理容グループ	浪江町復興計画【第一次】において、平成29年3月の避難指示解除を想定しているため。	地震や原子力災害で被災した事業者の代替施設として整備され、事業再開支援に必要不可欠である。
					26	1	17	29	3	31							
2 松川町仮設店舗(飯館村)	福島市松川町金沢地蔵田1-1	飯館村	物販店	122.00	24	2	27	26	2	2	鉄骨造	1	1	2	直売所なごみ・中華琥珀	原子力災害により避難を余儀なくされ概ね10年での帰還を目指しており、住民の一定の生活サービスを確保する必要があるため。	原子力災害で避難地域となった飯館村内店舗の代替施設として整備したもので、避難住民の生活サービスのために必要不可欠である。
					26	2	1	35	3	31							
3 松川町高齢者サポート施設	福島市松川町金沢字土戸目喜	村越建設㈱(管理者:福島県)	高齢者福祉施設	298.16	24	3	23	26	2	2	鉄骨造	1	1	1	(社医)秀公会	今般の震災に伴い発生した原子力災害により避難指示が出され、多くの飯館村民が避難を余儀なくされるとともに、帰還の目的が立っていない状況にあるが概ね10年での帰還を目指している。こうした状況において、避難している高齢者等の生活を支援する必要があるため。	地震等で被災した高齢者福祉施設の代替として整備された仮設建築物は、高齢者等の日常生活に必要なサービスの提供のために必要不可欠である。
					26	2	1	35	3	31							
4 福島県立相馬農業高等学校飯館校サテライト校仮設校舎	福島市永井川字中西田14-1の一部(福島明成高等学校内)	福島県	高等学校	754.52	24	5	9	26	5	1	鉄骨造	2	1	1	相馬農業高校飯館校生徒職員	原子力災害により避難を余儀なくされ、帰還の目的が立たない状況下であるが概ね10年での帰還を目指しているため、それまでの間、生徒の適正な教育機会を確保する必要があるため。	当該仮設建築物は、原子力災害により指定された居住制限区域内にある校舎の代替として整備されており、教育機会の確保のために必要不可欠である。
					26	4	30	35	3	31							
5 福島県立富岡高等学校サテライト校仮設校舎	福島市飯坂町字後畑1番地(福島北高等学校内)	福島県	高等学校	626.28	24	7	18	26	7	1	鉄骨造	2	2	1	富岡高校生徒・職員約80名	原子力災害により避難を余儀なくされ、富岡町災害復興計画で定める帰還年度(平成29年度以降)開始までは生徒の適正な教育機会を確保する必要があるため。	当該仮設建築物は、原子力災害により指定された居住制限区域内にある校舎の代替として整備されており、教育機会の確保のために必要不可欠である。
					26	6	30	29	3	31							
6 浪江町in復興ライブラリきぼう	福島市笹谷字片目清水30-8	浪江町	図書館	69.56	24	8	28	26	8	1	木造	1	1	1	浪江町	浪江町復興計画【第一次】において、平成29年3月の避難指示解除を想定しているため。	地震と原子力災害で被災した町営図書館の代替施設として整備された施設であり、町民の教育・文化振興に必要不可欠である。
					26	7	31	29	3	31							
7 福島県立福島高等学校仮設倉庫	福島市森合町15	福島県	高等学校	98.69	24	9	5	26	4	1	鉄骨造	1	1	1	福島高校	被災した校舎は解体・改築する事業計画であり、事業が完了する平成26年9月まで当該仮設建築物が必要であるため。	当該仮設建築物は、地震で被災した校舎の代替として整備されており、教育機会の確保のために必要不可欠である。
					26	3	31	26	9	30							

◇対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

建築物名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積(m <sup>2</sup> )	建築基準法による		特例による		構造規模				入居者名(事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設であることの説明			
					存続期間		活用期間		構造	階数 地上	棟数	区画数 (入居者数)						
					上段: 始期	下段: 終期	上段: 始期	下段: 終期										
年	月	日	年	月	日													
8 地域高齢者サポート拠点	福島市笹谷字谷地前	陰山建設㈱ (管理者:福島県)	高齢者福祉施設	339.20	24	9	13	26	2	1	木造	造	1	3	1	NPO jin	今般の震災に伴い発生した原子力災害により避難指示が出され、多くの住民が避難を余儀なくされている。浪江町復興計画【第一次】において、平成29年3月の避難指示解除を想定しており、避難している高齢者等の生活を支援する必要があるため。	地震等で被災した高齢者福祉施設の代替として整備された仮設建築物は、高齢者等の日常生活に必要なサービスの提供のために必要不可欠である。
					26	1	31	29	3	31								
9 飯館中学校仮設校舎	福島市飯野町大字明治字藤柄	飯館村	中学校	2,162.64	24	11	27	26	11	17	鉄骨	造	2	1	1	飯館村中学生	原子力災害により避難を余儀なくされ、概ね10年での帰還を目指しており、生徒の適正な教育機会を確保する必要があるため。	原子力災害で避難地域となった飯館村内中学校の代替施設として整備したもので、教育機会の確保のために必要不可欠である。
					26	11	16	35	3	31								
10 福島No.3-B仮設施設	福島市荒井北二丁目	(独)中小企業基盤整備機構	自動車修理工場	509.55	25	1	22	26	2	8	鉄骨	造	1	2	2	三陽自動車整備工場	浪江町復興計画【第一次】において、平成29年3月の避難指示解除を想定しているため。	地震や原子力災害で被災した事業者の代替施設として整備され、事業再開支援に必要不可欠である。
					26	2	7	29	3	31								
11 飯館村合同幼稚園舎仮設校舎	福島市飯野町大久保字芝垣16-2	飯館村	幼稚園	268.83	25	3	1	27	3	1	鉄骨	造	2	2	1	幼児	原子力災害により避難を余儀なくされ、概ね10年での帰還を目指しており、幼児の適正な保育教育機会を確保する必要があるため。	原子力災害で避難地域となった飯館村内幼稚園の代替施設として整備したもので、保育教育機会の確保のために必要不可欠である。
					27	2	28	35	3	31								
12 松長近隣公園地域高齢者等サポート拠点施設	会津若松市一箕町松長一丁目17-1	(株)共立土建 (管理者:福島県)	高齢者福祉施設	291.90	23	12	27	25	12	13	木造	造	1	1	1	(社)大熊町社会福祉協議会	今般の震災に伴い発生した原子力災害により避難指示が出され、多くの住民が避難を余儀なくされるとともに、帰還の目途が立っていない状況にある。こうした状況において、避難している高齢者等の生活を支援する必要があることから。(所在市との協議により平成27年3月までの期間設定を行うもの)	地震等で被災した高齢者福祉施設の代替として整備された仮設建築物は、高齢者等の日常生活に必要なサービスの提供のために必要不可欠である。
					25	12	12	27	3	31								
13 松長近隣公園仮設店舗	会津若松市一箕町松長一丁目17-1	大熊町	店舗	209.34	24	1	24	26	1	7	鉄骨	造	1	1	3	合同会社おみせ屋さん	原子力災害により避難指示が出され、全住民が避難を余儀なくされている状況にある。こうした状況において、仮設住宅に入居している避難者への買い物支援を行う必要があるため。(所在市との協議により平成27年3月までの期間設定を行うもの)	原子力災害により避難指示が出され、全住民が避難を余儀なくされており、大熊町内の代替として商業施設が近くにない仮設住宅入居のために当該施設を整備している。
					26	1	6	27	3	31								



◇対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

建物名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積(m <sup>2</sup> )	建築基準法による 存続期間		特例による 活用期間		構造規模			入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設で あることの説明			
					(上段:始期, 下段:終期)		(上段:始期, 下段:終期)		構造	階数 地上	棟数				区画数 (入居者数)		
					年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日									
14 セブンイレブン ビッグ バレットふくしま前 仮設店舗店	郡山市南二丁目 46,47,48,50	(株)セブンイレブン ジャパン	日用品の販売を 主目的とする店 舗	132.08	23	10	28	25	11	15	鉄骨 造	1	1	1	セブンイレブン ジャパン	原発事故で被災した仮設住宅 避難者の買い物支援は住民の 日常生活に必要であり、富岡 町災害復興計画で定める帰還 年度(平成29年度以降)開始ま では必要であるため。	原発事故で被災した店舗の代 替として整備された仮設建築物 は、帰還するまで住民の日常 生活に必要なサービスの提供 に必要不可欠である。
					25	11	14	29	3	31							
15 福島県立安積黎明 高等学校仮設校舎	郡山市長者二丁目82 番の1の一部	福島県	高等学校	2,965.92	23	12	26	25	11	1	鉄骨 造	2	3	1	安積黎明高校生 徒・職員約1,100 名	被災した校舎は解体・改築する 事業計画であり、事業が完了 する平成26年9月まで当該仮設 建築物が必要であるため。	当該仮設建築物は、地震で被災 した校舎の代替として整備され ており、教育機会の確保の ために必要不可欠である。
					25	10	31	26	9	30							
16 福島県応急仮設住 宅地域高齢者等サ ポート拠点	郡山市南一丁目 94,103	(株)福産建設 (管理者:福島県)	高齢者福祉施設	317.99	24	1	4	25	10	1	木造 造	1	1	1	(社)川内村社会 福祉協議会	今般の震災に伴い発生した原子 力災害により避難指示が出 され、多くの住民が避難を余儀 なくされている。応急仮設建築 物の存続期間を村としては概 ね10年と想定しており、こうした 状況において、避難している高 齢者等の生活を支援する必要 があるため。	地震等で被災した高齢者福祉 施設の代替として整備された仮 設建築物は、高齢者等の日常 生活に必要なサービスの提供 のために必要不可欠である。
					25	9	30	33	9	5							
17 富岡町こおりやま児 童クラブ(旧川内村 国民健康保険仮設 診療所)	郡山市南一丁目94番 地、103番地	富岡町	児童施設	126.21	24	1	4	25	12	15	木造 造	1	1	1	富岡町職員6名	原発事故により避難を余儀なく され、富岡町災害復興計画で 定める帰還年度(平成29年度 以降)開始までは必要であるた め。	原発事故により被災した児童ク ラブの代替として整備された当 該施設は、学童保育の場として 必要不可欠である。
					25	12	14	29	3	31							
18 川内村 あれ・これ市 場	郡山市南一丁目94の 一部	福島県 (管理者:川内村)	物品販売店舗	91.07	24	2	8	26	3	15	鉄骨 造	1	1	1	川内村商工会	今般の震災に伴い発生した原子 力災害により避難指示が出 され、多くの住民が避難を余儀 なくされている。応急仮設建築 物の存続期間を村としては概 ね10年と想定しており、こうした 状況において、南一丁目仮設 住宅にはまだ130戸に村民が 入居している生活しているお り、高齢世帯が多く市内での買 い物が難しいことから生活必需 品を購入するのに必要である ため。	原発事故で被災した店舗の代 替として整備された仮設建築物 は、帰還するまで住民の日常 生活に必要なサービスの提供 に必要不可欠である。
					26	3	14	33	12	21							
19 郡山市南一丁目応 急仮設住宅 ペット シェルター	郡山市南一丁目 103,94	富岡町・川内村	ペットシェルター	27.30	24	2	29	25	9	1	木造 造	1	1	1	仮設住宅居住者 ペット	今般の震災に伴い発生した原子 力災害により避難指示が出 され、多くの住民が避難を余儀 なくされている。南一丁目仮設 住宅ではペットの飼育はでき ず、避難者が帰還するまでは 必要であり、応急仮設建築物 の存続期間を川内村としては 概ね10年と想定しているため。	原発事故で被災した物の代替 として整備されたものであり、 仮設住宅の公衆衛生上、必要 不可欠である。
					25	8	31	33	11	15							

## ◇対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

建物名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積(m <sup>2</sup> )	建築基準法による		特例による		構造規模			入居者名(事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設であることの説明			
					存続期間		活用期間		構造	階数 地上	棟数				区画数 (入居者数)		
					上段始期、下段終期	上段始期、下段終期	年 月 日	年 月 日									
20 富岡町役場仮設庁舎	郡山市大槻町字西ノ宮48-5	富岡町	事務所	990.70	24	5	1	26	3	15	鉄骨造	2	1	1	富岡町職員130名	原子力災害により、役場機能を移転しており、富岡町災害復興計画で定める帰還年度(平成29年度以降)開始までは必要であるため。	原発事故で被災した役場の代替として整備された仮設庁舎は、住民の日常生活に必要なサービスの提供に必要不可欠である。
					26	3	14	29	3	31							
21 福島県立安積黎明高等学校渡り廊下	郡山市長者二丁目82番地1の一部	福島県	高等学校	0.00	24	5	1	26	4	20	鉄骨造	1	1	1	安積黎明高校	被災した校舎は解体・改築する事業計画であり、事業が完了する平成26年9月まで当該仮設建築物が必要であるため。	当該仮設建築物は、地震で被災した校舎の代替として整備されており、教育機会の確保のために必要不可欠である。
					26	4	19	26	9	30							
22 富岡町高齢者等サポート拠点	郡山市富田町字町田33,35番の各一部	(株)共立土建 (管理者:福島県)	高齢者福祉施設	327.92	24	6	27	26	3	12	木造	1	1	1	(社)富岡町社会福祉協議会	今般の震災に伴い発生した原子力災害により避難指示が出され、多くの住民が避難を余儀なくされているが、富岡町災害復興計画で定める帰還年度(平成29年度以降)開始までは避難している高齢者等の生活を支援する必要があるため。	地震等で被災した高齢者福祉施設の代替として整備された仮設建築物は、高齢者等の日常生活に必要なサービスの提供のために必要不可欠である。
					26	3	11	29	3	31							
23 富岡町仮設養護老人ホーム東風荘	郡山市菜根二丁目102番地1	富岡町	高齢者福祉施設	1,848.39	25	2	18	27	3	15	鉄骨造	1	2	1	施設職員20名、入所者46名	原発事故により避難を余儀なくされ、富岡町災害復興計画で定める帰還年度(平成29年度以降)開始までは支援が必要であるため。	原発事故で被災した町内同施設の代替として整備された仮設建築物は、被災高齢者の生活に必要なサービスの提供のために必要不可欠である。
					27	3	14	29	3	31							
24 郡山市立金透小学校仮設校舎	郡山市堂前町45番1,73番1	郡山市	仮設校舎(小学校)	374.40	25	4	8	25	8	1	鉄骨造	1	1	1	生徒	地震で被災した校舎は柱にせん断破壊が多数発生し、半壊の判定を受けた棟もあるため改築も含めた復旧方法の検討に時間を要した。平成24年9月から着手した設計業務に12ヶ月、工事期間に18ヶ月の期間を要するため、再建が可能な平成26年3月まで当該仮設建築物は必要であるため。	地震で被災した校舎は柱にせん断破壊が多数発生し、既存校舎の大部分が使用できなくなった。不足する普通教室確保のため整備した仮設校舎は児童の教育機会の確保のために必要不可欠である。
					25	7	31	26	3	31							
25 福島県立いわき総合高等学校仮設校舎	いわき市内郷内町駒谷3-1他10筆	福島県	高等学校	2,193.41	23	12	14	25	12	14	鉄骨造	2	3	1	いわき総合高校生徒・職員約810名	被災した校舎は解体・改築する事業計画であり、事業が完了する平成27年12月まで当該仮設建築物が必要であるため。	当該仮設建築物は、地震で被災した校舎の代替として整備されており、教育機会の確保のために必要不可欠である。
					25	12	13	27	12	31							
26 福島県立湯本高等学校仮設校舎	いわき市常盤上湯長谷町5反田55	福島県	高等学校	4,360.23	23	11	28	25	11	28	鉄骨造	2	5	1	湯本高校生徒・職員約1,000名	被災した校舎は解体・改築する事業計画であり、事業が完了する平成26年12月まで当該仮設建築物が必要であるため。	当該仮設建築物は、地震で被災した校舎の代替として整備されており、教育機会の確保のために必要不可欠である。
					25	11	27	26	12	31							

## ◇対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

建築物名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積(m <sup>2</sup> )	建築基準法による 存続期間		特例による 活用期間		構造規模				入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設 であることの説明			
					(上段:始期, 下段:終期)		(上段:始期, 下段:終期)		構造	階数 地上	棟数	区画数 (入居者数)						
					年	月	日	年								月	日	
27 久之浜仮設店舗・事務所	いわき市久之浜町久之浜字糠塚15	いわき市	店舗・事務所	286.95	23	11	25	25	11	12	鉄骨造	1	3	11	久之浜町商工会 他事業者	被災した従前の店舗・事務所は、震災復興土地区画整理事業の進捗に合わせ再建していく予定であり、当該土地区画整理事業における基盤整備が平成27年度中の完了を予定していることから、その後の移転に係る期間(1年間と想定)を含め、平成29年3月まで当該仮設建築物は必要であるため。	地震・津波により被災した店舗・事務所の代替として整備された仮設建築物は、住民の日常生活に必要なサービスの提供のため、必要不可欠である。	
					25	11	11	29	3	31								
28 福島県立勿来工業高等学校仮設校舎	いわき市植田町堂ノ作10,10-2,38-1,38-2,42-1,西荒田26-3小名田33-1他	福島県	高等学校	1,821.70	24	2	27	25	12	1	鉄骨造	2	2	1	勿来高校生徒・職員約490名	被災した校舎は解体・改築する事業計画であり、事業が完了する平成26年12月まで当該仮設建築物が必要であるため。	当該仮設建築物は、地震で被災した校舎の代替として整備されたために必要不可欠である。	
					25	11	30	26	12	31								
29 福島県立磐城農業高等学校仮設校舎	いわき市植田町小名田60	福島県	高等学校	2,593.88	24	2	10	25	12	1	鉄骨造	2	4	1	磐城農業高校生徒・職員約500名	被災した校舎は解体・改築する事業計画であり、事業が完了する平成27年12月まで当該仮設建築物が必要であるため。	当該仮設建築物は、地震で被災した校舎の代替として整備されており、教育機会の確保のために必要不可欠である。	
					25	11	30	27	12	31								
30 仮設デイサービス(楡葉町)	いわき市平上山口字下大沢1-7他	(株)エコ・ビレッジ (管理者:福島県)	高齢者福祉施設	307.23	24	4	19	25	9	16	木造	造	1	1	1	(社)楡葉町社会福祉協議会	今般の震災に伴い発生した原子力災害により避難指示が出され、多くの住民が避難を余儀なくされる。楡葉町復興計画で平成27年春を帰還目標としていることから、こうした状況において、避難している高齢者等の生活を支援する必要があるため。	地震等で被災した高齢者福祉施設の代替として整備された仮設建築物は、高齢者等の日常生活に必要なサービスの提供のために必要不可欠である。
					25	9	15	27	3	31								
31 江名仮設公民館・市民サービスセンター	いわき市江名字北口257-1	いわき市	公民館	135.01	24	1	23	25	12	17	鉄骨造	1	1	1	いわき市職員	被災した江名公民館の建替えは、平成25年6月より土地造成工事に着手し、同年8月より特殊基礎工事、平成26年1月より建築工事と進め、平成26年度末の竣工、供用開始を予定していることから、平成27年3月まで当該仮設建築物は必要であるため。	地震や津波で被災した江名公民館及び江名市民サービスセンターの代替として整備された仮設建築物は、地区における行政サービス提供の場として必要不可欠である。	
					25	12	16	27	3	31								
32 中央台仮設店舗(楡葉町)	いわき市中央台高久四丁目18-6	楡葉町	店舗	71.22	24	2	1	26	1	21	鉄骨造	1	2	3	小売業等	福島第一原子力発電所の事故により避難指示が出され、多くの町民が長期避難を余儀なくされている。楡葉町復興計画で平成27年春を帰還目標としていることから、それまでの間、避難先における町民の生活を支える当該仮設建築物が必要であるため。	福島第一原子力発電所の事故により被災した楡葉町児童館の代替施設であり、避難した町民への生活サービスの提供のために必要不可欠である。	
					26	1	20	27	3	31								

## ◇対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

建築物名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積(m <sup>2</sup> )	建築基準法による 存続期間		特例による 活用期間			構造規模				入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設で あることの説明	
					(上段:始期, 下段:終期)		(上段:始期, 下段:終期)			構造	階数 地上	棟数	区画数 (入居者数)				
					年	月	日	年	月								日
33 いわき中央台東仮設郵便局	いわき市中央台高久二丁目11-1	日本郵便㈱	仮設郵便局	97.50	24	2	15	25	12	11	鉄骨造	1	1	1	いわき市中央台東郵便局社員3名	当該仮設建築物は、近接する仮設住宅に居住する方等の利用に供しているものであり、いわき市における災害公営住宅整備事業が平成27年度中の完了を予定していることから、撤去期間(1月と想定)を含め、平成28年4月まで当該仮設建築物は必要であるため。	地震・津波により被災した豊間郵便局の移転として設置された仮設郵便局であり、仮設住宅に近接することから、住民の日常生活に必要なサービスを提供するために必要不可欠である。
					25	12	10	28	4	30							
34 四倉町工業団地仮設事業所C区画(檜葉町・大熊町・いわき市)	いわき市四倉町字芳ノ沢1-51,1-52,1-53	いわき市	事務所・工場・倉庫	3,841.80	24	3	30	26	2	22	鉄骨造	1	23	21	運送業・食品加工業等	原子力災害の避難指示により帰還の目途が立っていない状況にあるほか、津波被害等により操業場所が確保できない状況にある。こうした状況において、帰還を目指す平成28年度末までは、避難者の雇用の確保を確実に行う必要があるため。	原発事故又は津波等で被災した各企業の代替事務所として整備された仮設建築物は、企業活動継続支援・雇用の場の確保のため必要不可欠である。
					26	2	21	29	3	31							
35 上荒川仮設店舗(檜葉町)	いわき市平上荒川字後沢33-2	檜葉町	店舗	126.74	24	3	13	26	3	8	鉄骨造	1	3	6	食品小売業等	福島第一原子力発電所の事故により避難指示が出され、多くの町民が長期避難を余儀なくされている。檜葉町復興計画で平成27年春を帰還目標としていることから、それまでの間、避難先における町民の生活を支える当該仮設建築物が必要であるため。	福島第一原子力発電所の事故により被災した檜葉町児童館の代替施設であり、避難した町民への生活サービスの提供のために必要不可欠である。
					26	3	7	27	3	31							
36 仮設デイサービス(双葉町)	いわき市南台三丁目1-1	(株)福産施設(管理者:福島県)	デイサービス	317.99	24	3	30	25	12	14	木造	1	1	1	(社)双葉町社会福祉協議会	今般の震災に伴い発生した原子力災害により避難指示が出され、多くの住民が避難を余儀なくされているが、双葉町復興計画案では4年後(災害から6年後)に帰還時期を判断することとしていることから、避難している高齢者等の生活を支援する必要があるため平成29年3月までは最低限必要である。	地震等で被災した高齢者福祉施設の代替として整備された仮設建築物は、高齢者等の日常生活に必要なサービスの提供のために必要不可欠である。
					25	12	13	29	3	31							
37 仮設住宅(ペットシェルター:富岡町)	いわき市泉玉露二丁目10-1	富岡町	ペットシェルター	31.33	24	5	10	25	9	15	鉄骨造	1	3	1	仮設住宅居住者等	原発事故による避難を余儀なくされ、仮設住宅ではペット飼育ができず、富岡町災害復興計画で定める帰還年度(平成29年度以降)開始までは必要であるため。	原発事故で被災した物の代替として整備されたものであり、仮設住宅の公衆衛生上、必要不可欠である。
					25	9	14	29	3	31							
38 四倉町工業団地仮設事業所F区画(檜葉町・富岡町・大熊町)	いわき市四倉町字芳ノ沢1-54,1-55	いわき市	事務所・工場・倉庫	3,225.69	24	5	31	26	4	18	鉄骨造	1	19	15	自動車整備業・建設業等	富岡町災害復興計画で定める帰還年度(平成29年度以降)開始までは、代替となる当該仮設建築物は帰還まで必要であるため。	原発事故で被災した各企業の代替事務所として整備された仮設建築物は、企業活動継続支援・雇用の場の確保のため必要不可欠である。
					26	4	17	29	3	31							

◇対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

建築物名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積(m <sup>2</sup> )	建築基準法による 存続期間		特例による 活用期間		構造規模			入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設であることの説明			
					(上段:始期, 下段:終期)		(上段:始期, 下段:終期)		構造	階数 地上	棟数				区画数 (入居者数)		
					年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日									
39 四倉町工業団地仮設事業所A区画(大熊町・浪江町)	いわき市四倉町字芳ノ沢1-42	いわき市	事務所・工場・倉庫	1,513.99	24	5	30	26	5	16	鉄骨造	1	11	6	運送業・自動車整備業等	原子力災害の避難指示により帰還の目途が立っていない状況にあることから、浪江町復興計画【第一次】において、避難指示解除の想定時期としている平成29年3月までの間、避難者の雇用の確保を確実に行う必要があるため。	原発事故で被災した各企業の代替事務所として整備された仮設建築物は、企業活動継続支援・雇用の場の確保のため必要不可欠である。
					26	5	15	29	3	31							
40 南台仮設店舗(双葉町)	いわき市南台三丁目1-1	双葉町	店舗	113.80	24	6	29	26	6	21	鉄骨造	1	2	1	(有)マルマサ食品(松本正道)	東日本大震災及び原子力発電所の事故により町内全域が未だに避難区域になっており、双葉町復興計画では4年後(災害から6年後)に帰還時期を判断することとしていることから、仮設住宅敷に店舗を確保し、避難者の利便性を確保していくため、平成29年3月までは最低限必要である。	双葉町大字新山地区でも商業店舗を備えており、原発事故の避難先でも同郷の町民の利便性確保のために必要不可欠である。
					26	6	20	29	3	31							
41 福島県立富岡養護学校サテライト校仮設校舎	いわき市平馬目字火ノ宮70番、馬目先61番の各一部	福島県	養護学校	1,967.87	24	11	19	26	6	30	鉄骨造	2	2	1	富岡養護学校児童生徒・職員約80名	原子力災害により避難を余儀なくされ、富岡養護学校の生徒を受け入れている状況。富岡町災害復興計画で定める帰還年度(平成29年度以降)開始までは当該仮設建築物の設置により教室不足を解消するため。	当該仮設建築物は、原子力災害により指定された居住制限区域内にある校舎の代替として整備されており、教育機会の確保のために必要不可欠である。
					26	6	29	29	3	31							
42 仮設デイサービス(楢葉町)	いわき市平上山口字小喜目作34-1他	(株)エコ・ビレッジ(管理者:福島県)	高齢者福祉施設	298.11	24	7	30	26	3	27	木造	1	1	1	(社)楢葉町社会福祉協議会	今般の震災に伴い発生した原子力災害により避難指示が出され、多くの住民が避難を余儀なくされる。楢葉町復興計画で平成27年春を帰還目標としていることから、それまでの間において、避難している高齢者等の生活を支援する必要があるため。	地震等で被災した高齢者福祉施設の代替として整備された仮設建築物は、高齢者等の日常生活に必要なサービスの提供のために必要不可欠である。
					26	3	26	27	3	31							
43 四倉町工業団地仮設事業所J区画(楢葉町・富岡町)	いわき市四倉町字芳ノ沢1-63	いわき市	事務所・工場・倉庫	3,411.31	24	8	1	26	7	6	鉄骨造	1	20	13	電気工事業・建設業等	富岡町災害復興計画で定める帰還年度(平成29年度以降)開始までは、代替となる当該仮設建築物は帰還まで必要であるため。	原発事故で被災した各企業の代替事務所として整備された仮設建築物は、企業活動継続支援・雇用の場の確保のため必要不可欠である。
					26	7	5	29	3	31							
44 上荒川仮設店舗(楢葉町)	いわき市平上荒川字後沢33-2	楢葉町	店舗・作用場	54.61	24	8	2	26	7	26	鉄骨造	1	1	1	ペーカリーハウスアルジャーノン	福島第一原子力発電所の事故により避難指示が出され、多くの町民が長期避難を余儀なくされている。楢葉町復興計画で平成27年春を帰還目標としていることから、それまでの間、避難先における町民の生活を支える当該仮設建築物が必要であるため。	福島第一原子力発電所の事故により被災した楢葉町児童館の代替施設であり、避難した町民への生活サービスの提供のために必要不可欠である。
					26	7	25	27	3	31							



## ◇対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

建築物名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積(m <sup>2</sup> )	建築基準法による 存続期間		特例による 活用期間		構造規模				入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設で あることの説明		
					(上段:始期,下段:終期)		(上段:始期,下段:終期)		構造	階数 地上	棟数	区画数 (入居者数)					
					年	月	日	年								月	日
45 四倉町工業団地仮設事務所K区画(大熊町)	いわき市四倉町字芳ノ沢1-60	いわき市	事務所・工場・倉庫	3,079.61	24	8	31	26	7	16	鉄骨造	1	21	17	建設業等	原子力災害の避難指示により帰還の目的が立っていない状況にある。こうした状況において帰還を目指す平成28年度末までは、避難者の雇用の確保を確実に行う必要があるため。	原発事故で被災した各企業の代替事務所として整備された仮設建築物は、企業活動継続支援・雇用の場の確保のため必要不可欠である。
					26	7	15	29	3	31							
46 福島県立いわき翠の杜高等学校仮設倉庫	いわき市内郷綴町板宮2	福島県	倉庫	105.30	24	9	24	26	4	11	鉄骨造	1	1	1	いわき翠の杜高校	被災した校舎は解体・改築する事業計画であり、事業が完了する平成27年3月まで当該仮設建築物が必要であるため。	当該仮設建築物は、地震で被災した校舎の代替として整備されており、教育機会の確保のために必要不可欠である。
					26	4	10	27	3	31							
47 豊間区連絡所	いわき市平豊間字榎町73-1	いわき市平豊間区	事務所	26.43	24	9	24	26	9	4	木造造	1	1	1	いわき市平豊間区	被災した豊間集会所は、震災復興土地区画整理事業の進捗に合わせて整備していく予定であり、当該土地区画整理事業における基盤整備が平成27年度中の完了を予定していることから、その後の移転に係る期間(1月と想定)を含め、平成28年4月まで当該仮設建築物が必要であるため。	地震・津波により被災した豊間集会所の代替として整備された仮設建築物は、現在いわき市平豊間区が入所し、専門家による住民相談会を開催している他、住民が集うことができる場として活用されており、コミュニティの再生のために必要不可欠である。
					26	9	3	28	4	30							
48 平中神谷仮設店舗(浪江町)	いわき市平中神谷字十二所河原7-1	浪江町	店舗	222.14	24	11	19	26	9	20	鉄骨造	2	4	2	菅原陶器店・渡辺モーター	浪江町復興計画【第一次】において、平成29年3月の避難指示解除を想定しているため。	地震や原子力災害で被災した事業者の代替施設として整備され、事業再開支援に必要不可欠である。
					26	9	19	29	3	31							
49 高久フィットネス(楡葉町)	いわき市平上山口字小喜作34-1	㈱日本フットボールヴィレッジ	フィットネスジム	118.33	24	10	5	26	9	20	鉄骨造	1	1	1	㈱日本フットボールヴィレッジ	福島第一原子力発電所の事故により避難指示が出され、多くの町民が長期避難を余儀なくされている。楡葉町復興計画で平成27年春を帰還目標としていることから、それまでの間、避難生活の中で体調を崩す町民も多く、健康維持のために当該仮設建築物が必要であるため。	福島第一原子力発電所の事故により被災したJヴィレッジフィットネスジムの代替として整備され、町民の健康維持のために必要不可欠である。
					26	9	19	27	3	31							
50 サテライト校仮設便所(いわき明星大学内)	いわき市中央台飯野5丁目5-1(いわき明星大学内)	福島県	高等学校(サテライト校仮設便所)	49.68	24	12	25	26	12	1	鉄骨造	1	1	1	双葉高校・双葉翔陽高校・富岡高校で共有	原子力災害により避難を余儀なくされ、帰還の目的が立たない状況下にあるところ、富岡町災害復興計画で定める帰還年度(平成29年度以降)開始までは、生徒の適正な教育機会を確保する必要があるため。	当該仮設建築物は、原子力災害により指定された警戒区域内にある校舎の代替として整備されており、教育機会の確保のために必要不可欠である。
					26	11	30	29	3	31							

◇対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

建築物名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積(m <sup>2</sup> )	建築基準法による		特例による		構造規模				入居者名(事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設であることの説明			
					存続期間		活用期間		構造	階数 地上	棟数	区画数 (入居者数)						
					年	月	日	年								月	日	
51 仮設デイサービス (広野町・川内村)	いわき市四倉町字鬼越114-2	(株)エコ・ビレッジ (管理者:福島県)	高齢者福祉施設	268.30	24	12	21	25	11	22	木造	造	1	1	1	(社)広野町社会福祉協議会	今般の震災に伴い発生した原子力災害により避難指示が出され、多くの住民が避難を余儀なくされる。広野町として平成27年3月を帰還時期とすることを検討しており、それまでの間において、避難している高齢者等の生活を支援する必要があるため。	地震等で被災した高齢者福祉施設の代替として整備された仮設建築物は、高齢者等の日常生活に必要なサービスの提供のために必要不可欠である。
					25	11	21	27	3	31								
52 仮設集会場(豊間復興協議会)	いわき市平豊間字榎町73-1	ふるさと豊間復興協議会	集会所	44.43	25	2	14	27	2	11	鉄骨	造	1	1	1	ふるさと豊間復興協議会	被災した豊間集会所は、震災復興土地区画整理事業の進捗に合わせて整備していく予定であり、当該土地区画整理事業における基盤整備が平成27年度中の完了を予定していることから、その後の移転に係る期間(1月と想定)を含め、平成28年4月まで当該仮設建築物は必要であるため。	地震・津波により被災した豊間集会所の代替として整備された仮設建築物は、現在ふるさと豊間復興協議会が入所し、地域の情報発信に取り組んでおり、地域のコミュニティ意識の醸成のため必要不可欠である。
					27	2	10	28	4	30								
53 富岡町いわきサポートセンター	いわき市好間町上好間字道成川原15番8	桜田工業(株)(管理者:富岡町)	高齢者福祉施設	300.00	24	12	10	26	12	11	木造	造	1	1	1	クリナップキャリアサービス	今般の震災に伴い発生した原子力災害により避難指示が出され、多くの住民が避難を余儀なくされる。富岡町災害復興計画で定める帰還年度(平成29年度以降)開始までは避難している高齢者等の生活を支援する必要があるため。	地震等で被災した高齢者福祉施設の代替として整備された仮設建築物は、高齢者等の日常生活に必要なサービスの提供のために必要不可欠である。
					26	12	10	29	3	31								
54 白河都市環境センター	白河市鷹ノ巣2-1	白河市	汚物処理場	57.60	24	7	23	26	4	1	鉄骨	造	1	1	1	白河市	原子力災害により、下水道汚泥に放射性物質が混入しているため、場内に仮置き状態で保管している。対策として乾燥機を導入し減量化を図っているが、その仮置き乾燥機の建屋として設置したものであり、現在も汚泥搬出が出来ていない状態であり、今後の汚泥処理方法が決まっていなかったため、全量搬出完了までは延長する必要があるため。	原子力災害に基づき県内に飛散した放射性物質は、本来は外部への飛散がないよう東京電力福島第一原子力発電所サイト内で厳重に管理し処理するものであるが、東京電力福島第一原子力発電所が被災したため、その機能を代替するものとして当該建築物を建設した。放射線への不安払拭や拡散防止の観点から原発からの放射線の影響がなくなるまでは必要不可欠である。
					26	3	31	34	3	31								
55 須賀川市役所仮設庁舎	須賀川市牛袋町12	須賀川市	事務所	1,926.03	24	9	21	26	9	11	鉄骨	造	2	1	1	須賀川市職員	被災した須賀川市役所は、解体し改築する計画であり、平成24年11月から着手した設計業務に17ヶ月、工事期間に平成26年8月から20ヶ月の期間を要するため、再建が可能な平成28年3月まで当該建築物は必要であるため。	地震で被災した須賀川市役所の代替として整備された仮設建築物は、住民の日常生活に必要なサービス提供のために必要不可欠である。
					26	9	10	28	3	31								

◇対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

建築物名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積(m <sup>2</sup> )	建築基準法による		特例による		構造規模				入居者名(事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設であることの説明		
					存続期間		活用期間		構造	階数 地上	棟数	区画数 (入居者数)					
					年	月	日	年								月	日
56 須賀川市立第一小学校仮設校舎	須賀川市並木町139-1の一部	須賀川市	小学校	4,064.22	23	12	14	25	11	22	鉄骨造	2	8	1	小学生546名、教員	被災した市立第一小学校は、解体し改築する計画であり、平成24年3月から設計業務に着手。工事期間に平成25年9月から19ヶ月を要する見込みであることから、再建が可能な平成27年3月まで当該仮設建築物は必要であるため。	地震で被災した市立第一小学校の代替として整備された仮設建築物は、教育機会の確保のために必要不可欠である。
					25	11	21	27	3	31							
57 相双信用組合原釜仮設事務所	相馬市原釜字札ノ沢90-1	相双信用組合	事務所	85.66	23	9	20	25	9	20	鉄骨造	1	1	1	相双信用組合	被災した相双信用組合相馬港支店は、津波により流出しており、移転して再建する計画であり、現在建築工事を進めている。工事期間として平成26年3月までを予定しており、再建が可能な平成26年3月まで当該仮設建築物は必要であるため。	津波で被災した相双信用組合相馬港支店の代替として整備された仮設建築物は、住民の日常生活に必要なサービスの提供のために必要不可欠である。
					25	9	19	26	3	31							
58 福島県立相馬養護学校仮設校舎	相馬市中村字本町132-1	福島県	養護学校	354.64	23	10	13	25	10	13	鉄骨造	2	1	1	相馬養護・富岡養護学校生徒・職員約150名	原子力災害により避難を余儀なくされている状況で、富岡養護学校の生徒を受け入れており、富岡町災害復興計画で定める帰還年度(平成29年度以降)開始までは当該仮設建築物の設置により、教育機会の確保の必要があるため。	当該仮設建築物は、原子力災害により指定された居住制限区域内にある校舎の代替として整備されており、教育機会の確保のために必要不可欠である。
					25	10	12	29	3	31							
59 仮設物販店舗(相馬市大野台)	相馬市大野台一丁目1-13	相馬市	物販店舗	524.07	24	1	13	25	10	1	鉄骨造	1	1	10	大野台郵便局、総合衣料たちや等の事業者	被災した店舗があった場所については、建築制限区域として居住制限を受けており、移転を含む仮設住宅居住者の移転は、各自移転先をみつけ再建を進めているが、新たな移転先の確保が困難なことから、概ね平成34年3月まで当該仮設建築物は必要であるため。	津波で被災した沿岸住民が営業していた店舗の代替として整備された仮設建築物は、住民の日常生活に必要なサービスの提供のために必要不可欠である。
					25	9	30	34	3	31							
60 松川港仮設郵便局	相馬市尾浜字牛鼻毛61-9	日本郵便㈱	郵便局	87.07	24	1	27	26	1	19	鉄骨造	1	1	1	松川港郵便局	被災した松川港郵便局は、現在設置場所も含めて、再建方法の計画中であり、再開を平成27年3月を目標としており、再建が可能な平成27年3月まで当該仮設建築物は必要であるため。	津波で被災した松川港郵便局の代替として整備された仮設建築物は、住民の日常生活に必要なサービスの提供のために必要不可欠である。
					26	1	18	27	3	31							



◇対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

建築物名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積(m <sup>2</sup> )	建築基準法による 存続期間		特例による 活用期間		構造規模				入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設であることの説明		
					(上段:始期, 下段:終期)		(上段:始期, 下段:終期)		構造	階数 地上	棟数	区画数 (入居者数)					
					年	月	日	年								月	日
61 仮設老人福祉施設 (相馬市大野台)	相馬市大野台二丁目 2-6	村越建設㈱ (管理者:福島県)	高齢者福祉施設	298.16	24	2	27	26	2	2	鉄骨造	1	1	1	相馬市	仮設老人福祉施設として地域での団らんやコミュニティ活動の維持のために活用しており、被災高齢者等の仮設住宅等での生活がいつまで続くか見通しがないため、概ね10年間(平成33年度)までは支援が必要であるため。	地震等で被災した高齢者福祉施設の代替として整備された仮設建築物は、高齢者等の日常生活に必要なサービスの提供のために必要不可欠である。
					26	2	1	34	3	31							
62 相馬市仮設災害廃棄物中間処理施設	相馬市光陽2丁目1番 2	相馬市	災害廃棄物中間処理施設	777.27	24	8	23	25	10	1	鉄骨造	1	5	1	相馬市	地震、津波で被災した建築物等のガレキ処理のため整備された処理施設は、震災対応のための一時的な施設ではあるが、処理すべき量が甚大であり、計画では処理完了を平成30年3月を目標としており、処理が終了する平成30年3月まで当該仮設建築物は必要であるため。	相馬市では地震・津波により市沿岸部をはじめとする市内全域において多くの家屋が全壊、流出し、その膨大な量のガレキ処理を行うため、被災処理施設の機能を代替するものとして災害廃棄物中間処理施設を建設したものであるが、全壊、流出しなかった家屋等においてもその後、使用不能と判断され解体せざるを得ない状況となったものもあり、当初予定より多くのガレキが発生し処理しなければいけないため、ガレキ処理が完了するまでは必要不可欠となっている。
					25	9	30	30	3	31							
63 JAそうま放射性物質測定施設	相馬市日下石字諏訪 310	そうま農業協同組合	放射性物質測定施設	600.00	24	10	15	25	10	1	鉄骨造	1	1	1	そうま農業協同組合	今般の震災により伴い発生した原子力災害により農作物への影響が心配される中、放射線量を測定するために整備された施設は、原子力災害対応のための一時的な施設ではあるが、原子力災害への対応の見通しが立っていない中ではあるが、当面の目標を、平成34年3月までとし、対応期間である平成34年3月まで当該仮設建築物は必要であるため。	原子力災害に基づき県内に飛散した放射性物質は、本来は外部への飛散がないよう東京電力福島第一原子力発電所サイト内で厳重に管理し処理するものであるが、東京電力福島第一原子力発電所が被災したため、その機能を代替するものとして当該建築物を建設した。放射線への不安払拭の観点から原発からの放射線の影響がなくなるまでは必要不可欠である。
					25	9	30	34	3	31							
64 仮設老人福祉施設 (相馬市柚木)	相馬市柚木字石橋 247	南相馬後藤・池田夢サポート共同体 (管理者:福島県)	高齢者福祉施設	298.12	25	3	27	26	2	14	木造	1	1	1	相馬市	仮設老人福祉施設として地域での団らんやコミュニティ活動の維持のために活用しているため、被災高齢者等の仮設住宅等での生活がいつまで続くか見通しがないため、概ね10年間(平成33年度)までは支援が必要であるため。	地震等で被災した高齢者福祉施設の代替として整備された仮設建築物は、高齢者等の日常生活に必要なサービスの提供のために必要不可欠である。
					26	2	13	34	3	31							

## ◇対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

建築物名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積(m <sup>2</sup> )	建築基準法による		特例による		構造規模				入居者名(事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設であることの説明		
					存続期間		活用期間		構造	階数 地上	棟数	区画数 (入居者数)					
					上段:始期、下段:終期	上段:始期、下段:終期	年 月 日	年 月 日									
65 仮設作業員宿泊施設(相馬市災害廃棄物中間処理業務従事)	相馬市原釜字札ノ沢96番1、118番1、118番2、字南戸崎71番2	日起建設㈱	宿泊施設	887.78	25	1	28	26	12	27	鉄骨造	2	2	1	日起建設㈱	地震、津波で被災した建築物等のガレキ処理のための一時的な施設である処理施設に従事する作業員のための施設であり、処理が完了する平成30年3月までは、処理施設と同様に当該仮設建築物も必要であるため。	市内の宿泊施設が被災により廃業、休業し受入規模が激減しているが、建設作業員の急増による宿泊施設の不足に対応するため、その不足分を補う代替施設として仮設宿泊施設を建設したものである。
					26	12	26	30	3	31							
66 相馬市仮設南庁舎	相馬市中村字大手先13	相馬市	庁舎	535.49	25	1	18	26	12	1	鉄骨造	2	2	1	相馬市	被災した相馬市庁舎は、現在移転計画があり、再建に向けて現在設計業務を行っている。計画では再建を平成31年3月までには再開したいと考えており、再建が可能な平成31年3月まで当該仮設建築物は必要であるため。	地震で被災した相馬市庁舎の代替として整備された応急仮設建築物は、住民の日常生活に必要なサービスの提供のために必要不可欠である。
					26	11	30	31	3	31							
67 安達運動場仮設住宅診療所	二本松市油井字石倉107他	福島県	診療所	172.87	23	12	27	25	12	1	鉄骨造	1	3	1	浪江町	原子力災害により医療関係者を含め町全体が避難を余儀なくされているが、4月に避難指示区域及び警戒区域の見直しが行われた。浪江町復興計画【第一次】において、平成29年3月の避難指示解除を想定しており、避難している仮設住宅入居者に対して適切な医療体制を確保する必要があるため。	原子力災害により医療関係者を含め、町全体が避難を余儀なくされているが、仮設診療所は仮設住宅においても迅速な医療提供体制及び身近な医療機関の代替機能を確保するために設置した施設であり、必要不可欠である。
					25	11	30	29	3	31							
68 安達運動場仮設住宅	二本松市油井字石倉107	福島県・浪江町	理髪店・美容院	87.13	24	3	30	26	1	18	軽量鉄骨造	1	1	2	浪江町美容組合・浪江理容グループ	浪江町復興計画【第一次】において、平成29年3月の避難指示解除を想定しているため。	地震や原子力災害で被災した事業者の代替施設として整備され、事業再開支援に必要不可欠である。
					26	1	17	29	3	31							
69 浪江町サポートセンター-杉内	二本松市西勝田字杉内235	桜田工業㈱(管理者:福島県)	高齢者福祉施設	299.36	24	2	7	25	10	1	木造造	1	1	1	NPO jin	今般の震災に伴い発生した原子力災害により避難指示が出され、多くの住民が避難を余儀なくされる。浪江町復興計画【第一次】において、平成29年3月の避難指示解除を想定しており、避難している高齢者等の生活を支援する必要があるため。	地震等で被災した高齢者福祉施設の代替として整備された仮設建築物は、高齢者等の日常生活に必要なサービスの提供のために必要不可欠である。
					25	9	30	29	3	31							
70 浪江町サポートセンター-安達	二本松市油井字石倉107他	桜田工業㈱(管理者:福島県)	高齢者福祉施設	296.45	24	2	3	25	10	18	木造造	1	1	1	(社)博文会	今般の震災に伴い発生した原子力災害により避難指示が出され、多くの住民が避難を余儀なくされる。浪江町復興計画【第一次】において、平成29年3月の避難指示解除を想定しており、避難している高齢者等の生活を支援する必要があるため。	地震等で被災した高齢者福祉施設の代替として整備された仮設建築物は、高齢者等の日常生活に必要なサービスの提供のために必要不可欠である。
					25	10	17	29	3	31							

## ◇対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

建物名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積(m <sup>2</sup> )	建築基準法による 存続期間		特例による 活用期間		構造規模			入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設で あることの説明			
					(上段始期, 下段終期)		(上段始期, 下段終期)		構造	階数 地上	棟数				区画数 (入居者数)		
					年	月	日	年								月	日
71 福島県立浪江高等学校津島校サテライト校	二本松市郭内二丁目347-1(安達高等学校内)	福島県	高等学校	352.83	23	9	15	25	9	15	鉄骨造	2	1	1	浪江高校生徒・職員約50名	原子力災害により避難を余儀なくされている。浪江町復興計画【第一次】において、平成29年3月の避難指示解除を想定しており、生徒の適正な教育機会を確保する必要があるため。	当該仮設建築物は、原子力災害により指定された帰宅困難区域内にある校舎の代替として整備されており、教育機会の確保に必要不可欠である。
					25	9	14	29	3	31							
72 福島県立小高工業高等学校サテライト仮設校舎	南相馬市原町区高見町1-5	福島県	高等学校	2,375.51	24	7	3	26	7	1	鉄骨造	2	2	1	小高工業高校生徒・職員約380名	原子力災害により避難を余儀なくされ、小高区から離れた原町区に仮設校舎を設置したが、今後の除染の状況や工事計画策定等に時間を要するため、概ね10年間(平成33年度)までは生徒の適正な教育機会を確保する必要があるため。	当該仮設建築物は、原子力災害により指定された避難指示解除準備区域内にある校舎の代替として整備されており、教育機会の確保のために必要不可欠である。
					26	6	30	34	3	31							
73 仮設事務所(南相馬市原町区)	南相馬市原町区北原字大塚25-1,25-2,25-3	浪江町	事務所	518.04	24	9	7	26	8	25	鉄骨造	2	2	6	インテリアしんがい、ウエダ建設他事業者	浪江町復興計画【第一次】において、平成29年3月の避難指示解除を想定しているため。	地震や原子力災害で被災した事業者の代替施設として整備され、事業再開支援に必要不可欠である。
					26	8	24	29	3	31							
74 福島県立小高工業高等学校サテライト校仮設部室・駐輪場	南相馬市原町区高見町1-5	福島県	高等学校	244.01	24	10	5	26	7	1	鉄骨造	1	10	1	小高工業高校	原子力災害により避難を余儀なくされ、小高区から離れた原町区に仮設校舎を設置したが、今後の除染の状況や工事計画策定等に時間を要するため、概ね10年間(平成33年度)までは生徒の適正な教育機会を確保する必要があるため。	当該仮設建築物は、原子力災害により指定された避難指示解除準備区域内にある校舎の代替として整備されており、教育機会の確保のために必要不可欠である。
					26	6	30	34	3	31							
75 福島県立小高商業高等学校サテライト校仮設校舎	南相馬市原町区西町3丁目380番地(福島県立原町高等学校校内)	福島県	高等学校	1,177.48	25	1	17	26	11	1	鉄骨造	2	2	1	小高商業高校生徒・職員約170名	原子力災害により避難を余儀なくされ、小高区から離れた原町区に仮設校舎を設置したが、今後の除染の状況や工事計画策定等に時間を要するため、概ね10年間(平成33年度)までは生徒の適正な教育機会を確保する必要があるため。	当該仮設建築物は、原子力災害により指定された避難指示解除準備区域内にある校舎の代替として整備されており、教育機会の確保のために必要不可欠である。
					26	10	31	34	3	31							
76 仮設高齢者等サポート施設(南相馬市鹿島区)	南相馬市鹿島区寺内字三里1-21	南相馬後藤・池田夢サポート共同体(管理者:福島県)	高齢者福祉施設	310.77	23	12	5	25	10	21	木造	1	1	1	(社)南相馬市社会福祉協議会	仮設高齢者等サポート施設として地域での団らんやコミュニティ活動の維持のために活用しており、被災高齢者等の仮設住宅等での生活がいつまで続くか見通しが不明のため、概ね10年間(平成33年度)までは支援が必要であるため。	地震等で被災した高齢者福祉施設の代替として整備された仮設建築物は、高齢者等の日常生活に必要なサービスの提供のために必要不可欠である。
					25	10	20	34	3	31							
77 福島県立保原高等学校仮設校舎	伊達市保原町字元木23	福島県	高等学校	3,704.21	23	10	17	25	10	17	鉄骨造	2	3	1	保原高校生徒・職員約850名	被災した校舎は解体・改築する事業計画であり、事業が完了する平成26年9月まで当該仮設建築物が必要となるため。	当該仮設建築物は、地震で被災した校舎の代替として整備されているものであり、教育機会の確保に必要不可欠である。
					25	10	16	26	9	30							

◇対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

建物名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積(m <sup>2</sup> )	建築基準法による 存続期間		特例による 活用期間		構造規模				入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設であることの説明		
					(上段:始期,下段:終期)		(上段:始期,下段:終期)		構造	階数 地上	棟数	区画数 (入居者数)					
					年	月	日	年								月	日
78 伊達市立梁川小学校仮設校舎	伊達市梁川町字菖蒲沢21-1他4筆	伊達市	小学校	2,951.95	24	6	21	26	3	1	軽量鉄骨造	2	2	1	教師23名、生徒460名	被災した梁川小学校は、解体し改築する計画で、工期に約24ヶ月の期間を要するため、再建が可能な平成27年3月まで当該建築物は必要であるため。	地震で被災した梁川小学校の代替として整備された仮設建築物は、教育機会の確保のために必要不可欠である。
					26	2	28	27	3	31							
79 福島県立保原高等学校仮設倉庫	伊達市保原町字元木23	福島県	高等学校	98.96	24	7	18	25	7	18	鉄骨造	1	1	1	保原高校	被災した校舎は解体・改築する事業計画であり、事業が完了する平成26年9月まで当該仮設建築物が必要となるため。	当該仮設建築物は、地震で被災した校舎の代替として整備されており、教育機会の確保のために必要不可欠である。
					25	7	17	26	9	30							
80 本宮市運動公園みんなの原っぱ	本宮市高木字黒作1	陰山建設㈱ (管理者:福島県)	高齢者福祉施設	289.84	24	2	10	25	9	24	木造造	1	1	1	NPO jin	今般の震災に伴い発生した原子力災害により避難指示が出され、多くの住民が避難を余儀なくされる。浪江町復興計画【第一次】において、平成29年3月の避難指示解除を想定しており、避難している高齢者等の生活を支援する必要があるため。	地震等で被災した高齢者福祉施設の代替として整備された仮設建築物は、高齢者等の日常生活に必要なサービスの提供のために必要不可欠である。
					25	9	23	29	3	31							
81 福島県立浪江高等学校サテライト校仮設校舎	本宮市高木字井戸上45の一部	福島県	高等学校	939.22	24	8	28	26	7	9	鉄骨造	2	2	1	浪江高校生徒・職員約100名	原子力災害により避難を余儀なくされている。浪江町復興計画【第一次】において、平成29年3月の避難指示解除を想定しており、生徒の適正な教育機会を確保する必要があるため。	当該仮設建築物は、原子力災害により指定された居住制限区域内にある校舎の代替として整備されており、教育機会の確保のために必要不可欠である。
					26	7	8	29	3	31							
82 桑折駅前仮設住宅高齢者サポート拠点	伊達郡桑折町字東段30	陰山建設㈱ (管理者:福島県)	高齢者福祉施設	289.12	24	2	13	25	10	14	木造造	1	1	1	(社)博文会	今般の震災に伴い発生した原子力災害により避難指示が出され、多くの住民が避難を余儀なくされる。浪江町復興計画【第一次】において、平成29年3月の避難指示解除を想定しており、避難している高齢者等の生活を支援する必要があるため。	地震等で被災した高齢者福祉施設の代替として整備された仮設建築物は、高齢者等の日常生活に必要なサービスの提供のために必要不可欠である。
					25	10	13	29	3	31							
83 県北流域下水道建設事務所	伊達郡国見町大字徳江字上悪戸24他	福島県	下水汚泥テント	28,150.50	24	3	26	26	1	31	鉄骨造	1	100	-	福島県	下水汚泥に放射性物質が含まれていることから、汚泥の引受を拒まれ、敷地内に保管することとなり、近隣への汚泥臭の拡散防止のため、保管用テントを設置した。現在でも、これらの汚泥の引受先の目途が立っておらず、放射性物質を含んだ汚泥は日々発生し続けており、全量搬出完了までは引き続き保管していく必要があるため。	原子力災害に基づき県内に飛散した放射性物質は、本来は外部への飛散がないよう東京電力福島第一原子力発電所サイト内で厳重に管理し処理するものであるが、東京電力福島第一原子力発電所が被災したため、その機能を代替するものとして当該建築物を建設した。放射線への不安払拭の観点から中間貯蔵施設が建設されるまでは必要不可欠である。
					26	1	30	34	3	31							

## ◇対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

建築物名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積(m <sup>2</sup> )	建築基準法による		特例による		構造規模				入居者名(事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設であることの説明		
					存続期間		活用期間		構造	階数 地上	棟数	区画数 (入居者数)					
					年	月	日	年								月	日
84 山木屋地区地域安全パトロール隊事務所 用仮設ハウス	伊達郡川俣町字樋ノ口10番地の一部他	川俣町	事務所	38.89	24	6	8	26	5	18	鉄骨造	1	1	1	川俣町緊急雇用臨時職員(山木屋地区地域安全パトロール隊)	震災に伴い発生した原子力災害により、山木屋地区が計画的避難区域となり、全住民が避難を余儀なくされる。避難区域再編の協議中であり、復興計画にも解除見込時期等も明記されていないが、町として概ね10年間存続させる必要があると考えており、この状況において、地区の安全を守るための地域パトロール隊事務所として当該仮設建築物は必要であるため。	地震で被災した役場庁舎の代替として整備された仮設建築物は、計画的避難区域住民の財産を守るための拠点として必要不可欠である。
					26	5	17	34	5	17							
85 川俣町役場企画財政課情報システム係 事務室	伊達郡川俣町字樋ノ口10番地の一部他	川俣町	事務所	54.24	23	7	11	25	7	11	鉄骨造	1	2	1	川俣町職員	被災した庁舎は解体が終了し、平成25年度から着手する設計業務に約11か月、工事期間に約17か月を要するため、再建が可能な平成28年3月まで当該仮設建築物は必要である。	地震で被災した役場庁舎の代替として整備された仮設建築物は、行政事務の執行及び住民サービス提供のため必要不可欠である。
					25	7	10	28	9	30							
86 飯館村合同小学校 仮設校舎	伊達郡川俣町飯坂字上中居30-2,31-2	飯館村	小学校	3,053.18	24	9	3	26	7	1	鉄骨造	2	8	1	飯館村小学生	原子力災害により避難を余儀なくされ、帰還の目途が立たない状況下にある生徒の適正な教育機会を確保する必要があるため。	原子力災害で避難地域となった飯館村内小学校の代替施設として整備したもので、教育機会の確保のために必要不可欠である。
					26	6	30	35	3	31							
87 川俣町放射性物質 検査センター	伊達郡川俣町大字東福沢字万所内山2-3	川俣町	事務所	38.89	24	9	14	26	9	11	鉄骨造	1	1	1	絆づくり応援事業職員	震災に伴い発生した原子力災害により、食品中の放射性物質に対する不安が増大する中、原子力災害の収束の目途は立っていない。原発事故の収束時期を勘案すると概ね10年間は存続させる必要があると考えており、町民の食の安全を守り、不安を払拭するため検査施設としての当該仮設建築物は必要であるため。	地震で被災した役場庁舎の代替として整備された仮設建築物は、町民の食の安全の確保、健康維持のため必要不可欠である。
					26	9	10	34	9	10							
88 富岡町高齢者等サ ポート拠点	安達郡大玉村玉井字上額沢26-3	三春町復興住宅をつくる会 (管理者:福島県)	高齢者福祉施設	288.18	25	2	1	25	10	15	木造	1	1	1	伸生双葉会	今般の震災に伴い発生した原子力災害により避難指示が出され、多くの住民が避難を余儀なくされる。こうした状況下で富岡町災害復興計画で定める帰還年度(平成29年度)開始までは、避難している高齢者等の生活を支援する必要があるため。	地震等で被災した高齢者福祉施設の代替として整備された仮設建築物は、高齢者等の日常生活に必要なサービスの提供のために必要不可欠である。
					25	10	14	29	3	31							



## ◇対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

建築物名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積 (㎡)	建築基準法による 存続期間		特例による 活用期間		構造規模				入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設で あることの説明		
					(上段:始期, 下段:終期)		(上段:始期, 下段:終期)		構造	階数 地上	棟数	区画数 (入居者数)					
					年	月	日	年								月	日
89 仮設診療所	安達郡大玉村字横堀 平158-10	福島県	診療所	167.08	24	2	9	25	12	1	鉄骨 造	1	3	1	富岡町職員他5名	原子力災害により医療関係者を含め町全体が避難を余儀なくされているが、3月に避難指示区域及び警戒区域の見直しが行われたとはいえ、未だ多くの住民がいつ帰還・居住できるか分からない状況にある。少なくとも富岡町災害復興計画で定める帰還年度(平成29年度)開始までは避難している仮設住宅入居者に対して適切な医療体制を確保する必要があることから。	原子力災害により医療関係者を含め、町全体が避難を余儀なくされているが、仮設診療所は仮設住宅においても迅速な医療提供体制及び身近な医療機関の代替機能を確保するために設置した施設であり、必要不可欠である。
					25	11	30	29	3	31							
90 富岡町大玉出張所 仮設庁舎	安達郡大玉村玉井字 台45-1他	富岡町	事務所	95.72	24	3	28	26	1	1	軽量 鉄骨 造	1	1	1	富岡町職員3名	原子力災害により、役場機能が移転しており、富岡町災害復興計画で定める帰還年度(平成29年度以降)開始までは当該施設は必要である。	原発事故で被災した役場の代替として整備された仮設庁舎は、住民の日常生活に必要なサービスの提供に必要不可欠である。
					25	12	31	29	3	31							
91 安達太良応急仮設 住宅内仮設施設 富 岡さくらの郷 えびす こ市場	安達郡大玉村玉井字 横堀平158番10	富岡町	店舗	102.27	24	7	26	26	7	14	鉄骨 造	1	1	3	合同会社富岡さくらの郷	富岡町災害復興計画で定める帰還年度(平成29年度以降)開始までは、代替となる当該仮設建築物は帰還まで必要であるため。	原発事故で被災した店舗の代替として整備された仮設建築物は、企業活動継続や住民の日常生活に必要なサービス提供のために必要不可欠である。
					26	7	13	29	3	31							
92 鏡石町立第一小学 校仮設校舎	岩瀬郡鏡石町中央1- 1,22-2,259-1,259-2	鏡石町	小学校	3,800.74	23	12	22	25	12	1	鉄骨 造	2	2	1	児童及び教諭	被災した鏡石町立第一小学校は、H24.6から解体し、H24.12からは災害復旧事業により、H26.1完成予定で建築工事を実施しているため、H26.3まで当該仮設建築物は必要であるため。	地震で被災した第一小学校の代替として整備された仮設建築物は、児童の教育の場として必要不可欠である。
					25	11	30	26	3	31							
93 高田工業団地地域 高齢者等サポート拠 点施設	大沼郡会津美里町字 宮里94外	(株)共立土建 (管理者:福島県)	高齢者福祉施設	291.90	23	12	28	25	12	13	木造 造	1	1	1	(社)檜葉町社会 福祉協議会	今般の震災に伴い発生した原子力災害により避難指示が出され、多くの住民が避難を余儀なくされる。檜葉町復興計画で平成27年春を帰還目標としていることから、こうした状況において、避難している高齢者等の生活を支援する必要があるため。	地震等で被災した高齢者福祉施設の代替として整備された仮設建築物は、高齢者等の日常生活に必要なサービスの提供のために必要不可欠である。
					25	12	12	27	3	31							
94 高田工業団地仮設 店舗	大沼郡会津美里町字 宮里97	檜葉町	店舗	49.68	24	3	19	26	3	19	木造 造	1	1	1	会津美里町商工 会	福島第一原子力発電所の事故により避難指示が出され、多くの町民が長期避難を余儀なくされている。檜葉町復興計画で平成27年春を帰還目標としていることから、それまでの間、避難先における町民の生活を支える当該仮設建築物が必要であるため。	福島第一原子力発電所の事故により被災した商店の代替施設であり、避難した町民への生活サービスの提供のために必要不可欠である。
					26	3	18	27	3	31							

## ◇対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

建築物名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積 (㎡)	建築基準法による 存続期間		特例による 活用期間		構造規模			入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設で あることの説明			
					(上段:始期,下段:終期)		(上段:始期,下段:終期)		構造	階数 地上	棟数				区画数 (入居者数)		
					年	月	日	年								月	日
95 檜葉町仮設児童館	大沼郡会津美里町字宮里94外	檜葉町	集会所	65.14	24	10	5	26	4	20	木造 造	1	1	1	檜葉町	福島第一原子力発電所の事故により避難指示が出され、多くの町民が長期避難を余儀なくされている。檜葉町復興計画で平成27年春を帰還目標としていることから、それまでの間、避難先における子育て支援に当該仮設建築物が必要であるため。	福島第一原子力発電所の事故により被災した檜葉町児童館の代替施設であり、子育て支援に必要不可欠である。
					26	4	19	27	3	31							
96 福島県浪江ひまわり荘仮施設	西白河郡西郷村大字小田倉字上上野原2番2の一部	(社)福島県社会福祉事業団	保護施設(救護施設)	1,949.03	24	5	1	26	5	29	鉄骨 造	1	3	100	入居者	今般の原子力災害により避難指示が出され、入所者全員を含めた施設全体が避難を余儀なくされるとともに現在も居住制限区域に指定されている。浪江町復興計画【第一次】において、平成29年3月の避難指示解除を想定しており、こうした状況において入所者の生活を確保する必要があるため。	原子力災害で被災した福島県浪江ひまわり荘の代替として整備された応急建築物は、入所者の生活のために必要不可欠である。
					26	5	28	29	3	31							
97 除染対策に伴う土砂保管仮置き場	石川郡石川町字渡里沢296-8	石川町	除染対策に伴う土砂保管仮置き場	260.10	24	12	11	26	12	20	木造 造	1	1	1	石川町	国が設置する中間貯蔵施設の代替施設であり、中間貯蔵施設の運用開始予定の平成27年度まで必要であるため。	原子力災害に基づき県内に飛散した放射性物質は、本来は外部への飛散がないよう東京電力福島第一原子力発電所サイト内で厳重に管理し処理するものであるが、東京電力福島第一原子力発電所が被災したため、その機能を代替するものとして当該建築物を建設した。放射線への不安払拭や拡散防止の観点から必要不可欠である。
					26	12	19	28	3	31							
98 富岡町仮設小中学校	田村郡三春町大字熊耳字南原1,2-2,8,12-2,26,61-1,61-2,65,78,79-1,79-5,79-6,95,96,99-1,106-1,113,119,120-1,120-2,146,178-1,179-1,181,182-1,182-	曙ブレーキ工業(株) (管理者:富岡町)	小中学校	2,215.13	24	1	31	25	12	1	鉄骨 造	2	3	1	富岡町	復興計画上、富岡町への帰還が平成29年度以降のため、避難している生徒の適正な学習機会を確実に確保する必要があるため。	原発事故で被災した小中学校の代替として整備された仮設校舎は教育機会の確保のために必要不可欠である。
					25	11	30	29	3	31							
99 柴原仮設店舗	田村郡三春町柴原字芝原80-1他	葛尾村	店舗	106.00	24	2	20	26	2	1	鉄骨 造	1	1	6	小売業・美容業	帰還困難区域の解除見込時期とされた平成29年3月31日まで当該仮設建築物は必要である。	原災で使用不可となった店舗の代替として整備された仮設建築物は、住民の日常生活に必要なサービスの提供のために必要不可欠である。
					26	1	31	29	3	31							

## ◇対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

建物名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積 (㎡)	建築基準法による 存続期間 (上段:始期,下段:終期)		特例による 活用期間 (上段:始期,下段:終期)			構造規模				入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設で あることの説明	
					年	月	日	年	月	日	構造	階数 地上	棟数				区画数 (入居者数)
					24	2	20	26	2	1							
100 狐田仮設店舗	田村郡三春町大字狐田字沢口102-1	葛尾村	店舗	79.25	24	2	20	26	2	1	鉄骨造	1	1	4	飲食業・理容業	帰還困難区域の解除見込時期とされた平成29年3月31日まで当該仮設建築物は必要である。	原災で使用不可となった店舗の代替として整備された仮設建築物は、住民の日常生活に必要なサービスの提供のために必要不可欠である。
					26	1	31	29	3	31							
101 貝山仮設店舗	田村郡三春町大字貝山字井堀田287-1他	葛尾村	店舗	135.83	24	2	20	26	2	1	鉄骨造	1	3	12	飲食業・理容業	帰還困難区域の解除見込時期とされた平成29年3月31日まで当該仮設建築物は必要である。	原災で使用不可となった店舗の代替として整備された仮設建築物は、住民の日常生活に必要なサービスの提供のために必要不可欠である。
					26	1	31	29	3	31							
102 熊耳ペットシェルター	田村郡三春町大字熊耳字南原31-2	富岡町	ペットシェルター	20.88	24	3	28	25	9	10	鉄骨造	1	2	1	仮設住宅居住者等	原発事故による避難を余儀なくされ、仮設住宅ではペット飼育ができず、富岡町災害復興計画で定める帰還年度(平成29年度以降)開始までは必要であるため。	原発事故で被災した物の代替として整備されたものであり、仮設住宅の公衆衛生上、必要不可欠である。
					25	9	9	29	3	31							
103 応急仮設住宅地域高齢者等サポート拠点	田村郡三春町大字熊耳字南原1番地	(株)福産施設 (管理者:福島県)	高齢者福祉施設	350.75	24	5	11	26	2	25	木造造	1	1	1	(社)伸生双葉会	今般の震災に伴い発生した原子力災害により避難指示が出され、多くの住民が避難を余儀なくされている。こうした状況下で富岡町災害復興計画で定める帰還年度(平成29年度以降)開始までは、避難している高齢者等の生活を支援する必要があるため。	地震等で被災した高齢者福祉施設の代替として整備された仮設建築物は、高齢者等の日常生活に必要なサービスの提供のために必要不可欠である。
					26	2	24	29	3	31							
104 三春の里 みどり荘 (葛尾村サポートセンター)	田村郡三春町柴原字柴原185-1	三春町復興住宅をつくる会 (管理者:福島県)	高齢者福祉施設	298.11	24	9	25	25	10	26	木造造	1	1	1	(社)葛尾村社会福祉協議会	今般の震災に伴い発生した原子力災害により避難指示が出され、多くの住民が避難を余儀なくされる。こうした状況において、帰還困難区域の解除見込時期とされた平成29年3月31日まで避難している高齢者等の生活を支援する必要があるため。	地震等で被災した高齢者福祉施設の代替として整備された仮設建築物は、高齢者等の日常生活に必要なサービスの提供のために必要不可欠である。
					25	10	25	29	3	31							
105 集会施設	田村郡三春町大字西方字石畑487-1	富岡町	集会場	50.00	23	7	6	25	10	6	丸太組造	1	1	1	富岡町	原子力災害により避難を余儀なくされ、富岡町災害復興計画で定める帰還年度(平成29年度以降)開始までは帰還の目的が立っていない。こうした状況において避難者の生活を支援する必要があるため。	原発事故により被災した富岡町内同施設の代替として整備された仮設建築物は、被災者支援の観点から必要不可欠である。
					25	10	5	29	3	31							



◇対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

建築物名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積(m <sup>2</sup> )	建築基準法による		特例による		構造規模				入居者名(事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設であることの説明		
					存続期間		活用期間		構造	階数 地上	棟数	区画数 (入居者数)					
					年	月	日	年								月	日
106 仮設事務所(広野町 商工会他)	双葉郡広野町大字浅 見川字桜田40番地	(独)中小企業基盤整 備機構	事務所	183.87	24	12	10	26	11	23	鉄骨 造	1	1	3	広野町商工会・南 双葉青年会議所・ 広野町復興事業 協同組合	被災した広野町商工会は平成24年度において解体しているが、底地が借地であったことから移転も含め検討している状況にある。さらには設計工事期間、建設資金確保するまでに平成29年度までは当該建築物は必要である。また、南双葉青年会議所においては、事務所が富岡町の居住制限区域にあり、長期間の避難が見込まれ、上記と同様に平成29年度まで必要であるため。	地震で被災した広野町商工会館の代替施設として整備された仮設建築物は、住民帰還に必要な商業インフラ等の再生に必要不可欠である。南双葉青年会議所事務所は富岡町の居住制限区域に立地しており、住民機関に必要な商業インフラ等の再生に必要不可欠である。
					26	11	22	29	11	22							
107 毛萱・波倉スクリーニ ング場	双葉郡楢葉町波倉字 小浜作12	内閣府	除染検査施設	2,378.00	24	12	13	26	4	1	鉄骨 造	1	2	1	原子力災害対策 本部	福島第一原子力発電所の事故に伴い設定された帰還困難区域については、当該区域を通行する場合は車両等のスクリーニングを実施することとなり、また、一時立入り等を実施する者の安全を確実に確保する必要等があることから、現在の復興庁設置が10年であることを考慮し、平成32年度まで存続期間の延長を要するため。	原子力災害に基づき県内に飛散した放射性物質は、本来は外部への飛散がないよう東京電力福島第一原子力発電所サイト内で厳重に管理し処理するものであるが、東京電力福島第一原子力発電所が被災したため、その機能を代替するものとして当該建築物を建設した。一時立入り等を実施する者の放射線への不安払拭や拡散防止の観点から必要不可欠である。
					26	3	31	33	3	31							
108 五社の杜サポートセ ンター	双葉郡川内村大字下 川内字宮渡45	川内村	仮設住宅等にお ける介護・福祉 サービス等の拠 点	98.54	24	10	31	26	11	1	木造 造	1	1	1	川内村社会福祉 協議会	今般の震災に伴い発生した原子力災害により避難指示が出され、多くの住民が避難を余儀なくされる。応急仮設建築物の存続期間を村としては概ね10年と想定しており、こうした状況において、避難している高齢者等の生活を支援する必要があることから。	地震等で被災した高齢者福祉施設の代替として整備された仮設建築物は、高齢者等の日常生活に必要なサービスの提供のために必要不可欠である。
					26	10	31	34	10	31							
109 仮設ビジネスホテル	双葉郡川内村大字上 川内字町分395	(独)中小企業基盤整 備機構	ビジネスホテル	1,194.00	25	2	18	26	12	1	軽量 鉄骨 造	2	2	48	株式会社あぶくま 川内	村内の宿泊施設が少なく当面の間、宿泊施設の需要があると推測されることから、復旧復興を目的として、仮設ビジネスホテルを建設し、応急仮設建築物の存続期間を村としては概ね10年と想定している。	村内にあった宿泊施設が震災の影響により減ったことから、その代替として仮設ビジネスホテルを建設した。
					26	11	30	34	11	30							

◇対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

建物番号	建築物名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積 (㎡)	建築基準法による 存続期間 (上段:始期、下段:終期)		特例による 活用期間 (上段:始期、下段:終期)		構造規模			入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設で あることの説明			
						年	月	日	年	月	日	構造				階数 地上	棟数	区画数 (入居者数)
110	仮設高齢者等サポート施設(新地町駒ヶ嶺)	相馬郡新地町駒ヶ嶺 字原245-1の一部	南相馬後藤・池田夢 サポート共同体 (管理者:福島県)	高齢者福祉施設	298.12	23	12	7	25	9	27	木造 造	1	1	1	(社)新地町社会 福祉協議会	仮設高齢者等サポート施設として 地域での団らんやコミュニ ティ活動の維持のために活用し ているため、被災高齢者等の 仮設住宅等での生活がいつま で続くか見通しが不明のため、概 ね10年間(平成33年度)までは 支援が必要であるため。	地震等で被災した高齢者福祉 施設の代替として整備された仮 設建築物は、高齢者等の日常 生活に必要なサービスの提供 のために必要不可欠である。
						25	9	26	34	3	31							
111	仮設バス待合所(新 地町谷地小屋)	相馬郡新地町谷地小 屋字樋掛田30番地の 一部	東日本旅客鉄道株 水戸支社	バス待合所	12.95	24	3	30	26	3	30	鉄骨 造	1	1	1	JR常磐線代行バ ス利用者	被災したJR常磐線(新地駅 舎を含む)は、線路移設により 復旧が予定されているが、用地 買収を前提に、平成26年春工 事着手予定、工事完了まで3年 程度の期間を見込んでいたた め、平成29年3月まで当該仮設 建築物は必要であるため。	津波で被災したJR常磐線新地 駅舎の代替として整備された 仮設建築物は、公共交通の確 保のために必要不可欠である。
						26	3	29	29	3	31							